

大飯判決の裁判官 樋口英明さんの手記

「原発訴訟と裁判官の責任」を読んで

池松 清

原発差し止め訴訟で住民側敗訴の根拠となった判決の主な理由のひとつが「(強い地震が来たら原発は壊れるけれども) 原発のある所には強い地震は来ないので大丈夫です!!」というところらしい。

もう一つは「(原発の危険性そのものについては検討しません) が 新規制基準に従っているから心配ないですよ!」というもの。

2014年に大飯原発3・4号機の運転停止を命じる判決(以下「大飯判決」という)を出した樋口英明元裁判官が、月刊誌『世界』の2018年10月号に「原発訴訟と裁判官の責任」と題した手記を寄せている。

樋口さん自身は、福島事故のような過酷事故をもう二度と起こしてはならないということを原則とし、「福島事故のような事故を起こす具体的な危険性が万が一でもあるのか」ということを判断基準として判断を下された。強い地震に原発が耐えられないということが裁判の前提になっていることに驚いたと書かれている。原発の耐震基準はハウスメーカーの耐震基準にも及ばないのだそうだ。多くの人が、原発は地震があっても大丈夫かそうではないかということが裁判で争われている、と思っているのではないだろうか。裁判所に①「原発のある所には強い地震は来ないので大丈夫です!!」②「新規制基準に従っているから心配ないですよ!」と言われても、日本列島に住んでいる多くの人々は、「え? そんなんじゃ安心できないよ」と言いたくなるであろう。原発の基準地震動を超える地震が国内で何回も発生しており、①の理由は崩壊している。また、②の理由は、裁判官が原発の生の危険性に向き合うことなく形式的な法律論に逃避し、原発の安全性を脅かす事実を否認した結果である。これに対して、樋口氏の判決は、事実に基づき明快な論理で結論を導いている。

手記では大飯判決と控訴審判決についての考察がなされ、そのうえで、原発差し止め訴訟で裁判所の果たすべき役割などが論理立てて丁寧に書かれている。以下に手記を要約した。

1 大飯判決について

大飯原発運転差し止め訴訟の基本的な争点について

原発が強い地震によって壊れるかどうか争われているのではなく、強い地震に原発が耐えられないということを前提に議論がなされた。

① 原告住人の主張 原発敷地に強い地震が来るかもしれない

② 電力会社の主張 将来にわたって原発敷地に強い地震は来ない

地震が来る・来ないについて

地震が来ることと来ないことは表裏の関係にある。将来にわたって原発敷地に強い地震は来ないということも地震予知であり、電力会社は地震の予知ができると主張していることになる。

だが、わが国で地震の予知に成功したことは一度もない。また、強い地震が来るという積極的地震予知よりも、将来にわたって原発敷地に強い地震は来ないという消極的地震予知のほうが難しい。実際、この10年足らずの間に5回も原発の基準地震動を超えた地震が起きている。

地震の場合は、どの岩盤にどの方向からどの程度の力がかかっており、その力によって岩盤がどのように壊れるかという事項を知っていなければ、正確な積極的な地震予知はできない。現在でさえこれらの事項は不明であるのに、これらを将来にわたって見通すことを要する消極的地震予知は不可能である。

過去の我が国に到来した地震の強さと他の建造物の耐震性に照らしても、大飯原発の耐震性は貧弱そのもので、それでも良いとする唯一の根拠が、消極的地震予知である。

原発の耐震性について

① 原告住人の主張 原子炉や格納容器につながっているパイプ類の地震による損壊や電気系統の故障が原発の運転中に起これば冷却機能が失われメルトダウンし、堅固である原子炉や格納容器さえ破損してしまう。

② 電力会社の主張

a 原子炉や格納容器は十分な耐震性がある。他の建造物と原発は単純に比較できないし、過去の地震動とも単純に比較できない。

b 原発の耐震性を示す基準地震動のガル数は解放基盤表面(おおむね地下でのこと)におけるもので、地表での揺れである地震記録のガル数やハウスメーカーの住宅の設計基準となっているガル数とは単純に比較できない。

ハウスメーカーの住宅の耐震ガル数は実験を重ねた上での科学的な数字であるのに対し、原発の基準地震動は、建設当初の基準地震動の数字から水増しされた数字であるにもかかわらず

らず、遠くハウスメーカーの住宅の耐震ガル数におよばない。
わが国で記録された最大震度は4022ガルであり、他方、大飯原発の設計基準は建設当初405ガル、大飯判決当時は700ガル、稼働中の現在でも856ガルに過ぎない。

柏崎刈羽原発は中越沖地震によって解放基盤表面で1699ガルの地震動に襲われたため、後追いで2300ガルを基準地震動とした。大飯原発の耐振性は柏崎刈羽原発の1/3にも満たないものであった。1/3の耐震性しかない建造物を建てておいて、その理由として「ここには強い地震は来ませんから」というのを聞いてどう思うだろうか。良識と理性はこれを決して許さない。

「万一の危険」と「ゼロリスク」の違い

大飯判決でいう万が一の危険とは、純粹のゼロリスクを意味しない。放射性物質によって国土の広範囲の荒廃をもたらす福島事故のような過酷事故は起こしてはならないということであり、原発施設内にとどまる限り大事故であっても問題としていない。また、具体的危険を問題としていて、隕石の落下や飛行機の墜落などの抽象的な危険を問題とはしていない。日本ではそう珍しくもない強さの地震が原発敷地を襲うことで過酷事故が起こることを問題とした。しかし、大飯原発は万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険が認められた。

大飯原発の再稼働は危険極まりない賭けである

非常に大きな危険性がありながら、大飯原発は稼働した。動いている原発と止まっている原発とは、その危険性において大きな違いがある。過酷事故を起こせば多数の人に重大な被害を及ぼす事業にかかわる組織には、その被害に応じた安全性と高度の信頼性が求められるが、それは見受けられない。運に恵まれなければ、日本全体が大変なことになる。我が国を賭け事の対象とするようなもので許されることではない。

不可思議な控訴審判決

新規制基準に従っているから心配ないというもので、全く中身がなく、不安は募るばかりである。科学、合理性、社会通念などの言葉をその意味を分析せず多用していることは他の住民敗訴の決定と共通している。別に「クリフエッジを超える地震は将来来ないとの確実な想定は本来的に不可能である」と言っているが、クリフエッジとは崖っぷちという意味で、破局的地震が来るかもしれないということである。過酷事故を起こす地震が来た場合、この裁判官には弁解の余地がない。彼らは何を守りたかったのか、不思議だ。

II 3.11以後の原発差し止め訴訟についての考察等

仮説を原発の安全基準に用いることは許されない

地震の予知はできていないのが厳然たる科学的事実であつて、将来における地震動を予想する計算式は仮説である。伊方最高裁判決のいう「最新の科学的知見」とは、最新の仮説

ではなく、事実に基づいて得られた誰もが否定できない知見であるべきである。

阪神淡路大震災以降、地震観測網が整備された結果、大飯原発の基準地震動を超える地震が頻発していることがわかる。最も予知しやすいと思われた東海地震さえ予知できないとされた。これらこそが最新の科学的知見であり、大飯原発の耐振性の根拠は非科学的である。

合理性と社会通念

合理性とは道理にかなっているということであり、単につじつまが合っているということではない。例えば専門家の出すA説、B説2説がある場合、ともにつじつまが合っていることは当たり前である。ところが、原発の運転に関する道理・理念とは何かということの選択結果によって判決の結論が変わってくる。没理念的だとA説、B説の優劣を裁判所は判断できないので、規制委員会がとるA説を採用し、B説を退ける判決を書くことになる。過酷事故を起こさないという道理を採用し、同時にB説を採用した方が過酷事故を防ぐことに資するなら、合理的なのはB説ということになる。

社会通念については、普通の住宅やビル、工場よりも大飯原発の耐震性は低いだらう。健全な社会通念からすれば到底許されるべきことではない。

大飯判決への批判について

科学的知見に乏しい裁判官ではよい判断ができるわけがないという論評が多かったが、科学性とは科学者が述べることを盲信することではない。

国のエネルギー政策という高度の政治的判断に裁判所が口を出すことにも批判があったが、大飯原発の危険性は行政の裁量の範囲を大きく超えており、裁判所が介入しなければならないほどのものであった。

福島事故の原因が津波であるとするを根拠とする批判もあったが、外部電源が損傷しなければ過酷事故に至らなかったはずであり、福島原発事故が地震と津波が原因となって起きたことは否定できない。

裁判所への疑問について

私が圧力に屈することなく勇気ある裁判をし、そのため名古屋家裁に左遷されたという話がある。しかし、家裁への異動を左遷とは感じたことはないし、結論に迷いがなかったのも勇気をふるう必要もなかった。

裁判官は、何より少数派になることを恐れるから、多数派がこちらになりそうだという雰囲気作りは何よりも有効な裁判の方向付けになる(例 原発訴訟担当の裁判官を集めた研修会)。また、裁判官は絶大な権限が与えられているので、その行使については謙虚かつ抑制的であれという教育を受けているので、委縮する傾向にある。このことから旧来の伊方方式のような解釈に飛びつきやすい。外部から見ると裁判官の多くが圧力に屈したように見えるのは、そのような理由からかもしれない。